

**西城川漁業協同組合内水共第 38 号及び内水共第 39 号
第 5 種共同漁業権遊漁規則**

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、西城川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 38 号及び内水共第 39 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合には、第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でウ欄に掲げる期間内でなければならない。ただし、うぐい、にごいの産卵期には、組合に申し出て、役員の立会の上で投網により、うぐい、にごいに限り、採捕することができる。

ア 漁具、漁法	イ 規 模	ウ 期 間
投 網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下のもの	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし、第 5 条に定める友釣専用区は、8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。
にごりかき	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下、網の口径 50 センチメートルから 150 センチメートル以下まで	8 月 1 日から 11 月 30 日まで

すくい網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下, 網の口径 50 センチメートル以下のもの	8 月 1 日から翌年のあゆ放流日まで
投 釣	1 人 3 本以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ちょんかけ 鉾 突	1 人 1 本	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし, 第 5 条に定める友釣専用区は, 8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。
うなぎかご	1 人 5 個以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 あゆ放流日から 8 月 1 日午前 5 時迄の期間は, 19 時から翌朝 5 時まで投網および鉾突, ちょんかけによる遊漁はしてはならない。
- 3 第 1 項の投網解禁日は, 組合が定めて公表する。
- 4 投網と鉾突, 又はちょんかけの併用はできる。
- 5 釣り大会のため, 漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし, この場合には, 組合は公示するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は, それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日 (解禁日) から 11 月 30 日まで
ま す	4 月 1 日から 8 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示する日 (解禁日) から 8 月 31 日まで。
こ い う な ぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(禁止区域)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の漁具、漁法は、それぞれウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 漁具、漁法	ウ 期 間
西城川と比和川の合流点から新永原大橋まで、庄原市高町市場五反瀬橋上流から庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点まで及び庄原市掛田町明神瀬橋上流から庄原市川手町青木井堰まで（友釣専用区）	手釣、竿釣、つけ針、投釣、うなぎかご以外の全漁具、漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流坂根橋までの小鳥原川の区域	全漁具、漁法	9月1日から翌年 ます解禁日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流古谷橋までの西城川の区域	〃	〃
庄原市西城町油木地内中電落合発電所堰堤から上流県民の森の境界までの六の原川の区域	〃	〃
庄原市西城町別所新別所橋から上流土深橋までの熊野川の区域	〃	〃
庄原市西城町入江入江橋から上流二本栃川と大屋川の合流点までの大屋川の区域	〃	〃
庄原市川北町きびざき橋から上流長野川と川北川の合流点までの川北川の区域	〃	〃
庄原市比和町須川上橋から上流熊野橋までの古頃川の区域	〃	〃
庄原市比和町新永原大橋から上流木次屋橋までの比和川の区域	〃	〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者は未就学の幼児若しくは小学校の児童、中学校の生徒のときは無料、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

- (1) 手釣、竿釣、鉾突、ちょんかけ、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料 (税抜)
あ ゆ	竿釣、ちょんかけ、鉾突	1日 3,000円 1年 9,000円
こ い う な ぎ ま す	手釣、竿釣、投釣、つけ針、 鉾突、すくい網、にごりかき、 うなぎかご	1日 3,000円 1年 5,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料 (税抜)
あゆ こい うなぎ ます	投網	1日 3,000円 1年 10,000円

- 2 前項の規定にかかわらず，日券，年券の区別において，納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具，漁法は遊漁することができる。
- 3 遊漁料の納付は，次の場所においてしなければならない。ただし，手釣，竿釣，ちょんかけ，鉾突，投釣，つけ針，すくい網，にごりかき，うなぎかごによる遊漁の場合は，当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住所

- (1)庄原市川手 54 番地町 1
- (2)その他組合の指定する場所

納付場所

西城川漁業協同組合事務所

- 4 3項で指定した納付場所は，組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条，第1項の承認をしたときは，別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に譲渡し，又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は，遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し，漁場監視員の要求があったときは，これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は，遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には，これに従わなければならない。
- 3 遊漁者は，遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち，他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は，遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則 平成26年1月 1日 改正

平成27年5月18日 改正

令和 2年3月15日 改正